

東日本大震災に係る復興関連予算の再評価

A Reevaluation of Budget in Recovering from The Great East Japan Earthquake

三好 ゆう・佐藤 ラクミニ瞳ウイムッティ

要旨

本稿の目的は、復興関連事業（488 事業）を分析し、復興予算を巡る問題の本質を明らかにすることにある。先行研究の成果と限界を踏まえ、事業を再分類した結果、復興事業予算額全体の 7.9%にあたる 143 事業が、被災地を対象とせず、復旧に属さず、防災の要素も含まない内容にあった。復興予算の本質的課題は、使途の適格化ではなく、予算計上の段階における会計区分の適正化にあるといえる。既存の一般会計および特別会計との整合性を十分に図ったうえでの新設特別会計であれば、事業の非効率性は避けられたと考える。

キーワード：復興関連予算、東日本大震災

Keywords: Budget in Recovering, The Great East Japan Earthquake

1. はじめに

2011 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生して、早 5 年が経とうとしている。被災地復興への関心が薄まる中、復興予算の使途を巡る問題が注目を集めている。

復興予算とは、東日本大震災からの復興のために使用する政府予算のことである。被害を受けた堤防や道路の復旧、東京電力福島第 1 原発事故で避難した住民の生活を支援することを意図して設立された。一般会計と切り離して復興特別会計で管理されており、その規模は 19 兆円である。また、所得税、法人税、住民税において、復興債償還のための臨時増税がなされた。

復興予算の使途（復興事業の内容）が問題視されることになった発端は、2012 年 9 月 9 日に NHK にて放送された番組にある。番組名は「NHK スペシャル『追跡 復興予算 19 兆円』」である。注目された背景には、第 1 に復興予算規模が 19 兆円と巨額であること、第 2 にその財源が全国民の個人所得を対象とした復興特別所得税であること、第 3 に復興特別所得税が長期的な負担を強いるもので

あること、第4に併せて消費税率の引き上げが推し進められようとしていること、第5に税負担感が増す中で復興予算の使途が不明確であり、被災地に予算が配分されているか否かが疑問であること、などが挙げられる。

一方で、2013年に会計検査院によって復興事業の検査がなされ、その結果、復興関連事業（488事業）のうち幾つかの事業が執行停止となった。

これまでの先行研究では、復興予算が被災地以外に分配されていることが指摘されているが、被災地以外へ投資されるべきではないという根拠について明言しているものはない。

そこで本稿では、復興関連事業（488事業）の内容を独自の視点から再検討し、復興予算における問題の本質を明らかにする。

具体的な課題としては、まず復興予算の使途を巡る問題についての先行研究の整理を行う。次に、関連法等の整理および事業採択の根拠となった関連法を確認する。そのうえで、法的根拠をもとに復興関連事業（488事業）を次のように分類する。①被災地と直接的または間接的に関係があるか、②復旧にあたるか、③防災の要素を含んでいるか、である。そして最後に、復興予算問題の本質的課題を提示する。

本研究の意義は、次の3点にあるといえる。第1に、復興予算が「流用された」との表現は誤りであることを指摘したこと、第2に、法の趣旨に則して復興事業内容を再検討し、復興予算としての計上には不適切である部分を具体的な数値で示したこと、第3に、復興予算問題の本質は財政全体における予算編成の非効率にあることを指摘したことにあると考える。

2.復興予算の使途を巡る問題

2.1 先行研究における「流用問題」

復興予算を巡る問題点は、これまでの研究にていくつか挙げられている。例えば、国と地方の政府間財政関係の再検討を主張するもの、復興予算の財源について租税徴収と国債発行のバランスを考察したもの、被災自治体の財政需要に応じた交付税と交付金に棲み分けについて論じたもの、などである。多くの研究では、巨額の予算計上が想定あるいは発生することから、財源面に注目が集まっている。

復興予算について上記のような財源面の問題を考察する際、一つ一つの事業内容が震災復興予算という名目での予算計上として、適切あるいは適格であることを前提とする。しかし予算計上の根拠となる事業内容におけるその在り方や法制度との整合性については、ほとんど検討されていないといえる。

2011年3月11日に起きた東日本大震災は、震災による被害があまりにも大きく、従来の財政支援措置に関する法整備では間に合わない事態となった。復旧・復興作業に緊急を有する地域が広範にわたったうえに、震災から数カ月という短期間での対応を強いられたために、予算の総額が19兆円と

大きく見積もられ、「復興特別税」という形で国民への負担を強いることとなった。また、復興事業内容そのものの申請ならびに予算承認の是非を問う時間的余裕はなかったといえる。復興予算の使途は特例であるがゆえに、法の趣旨に則した内容であることが必須であるが、震災発生ならびに復興予算の執行から数年が過ぎた現在においても、この点が十分に論じられてきたとはいえない。

復興予算の使途を巡る問題について、被災者あるいは被災地への有効活用がなされているか否かに着目したものに、塩崎（2012）がある。

氏の研究では、NHK 番組制作チームとの共同作業により、第3次補正予算について全省庁の復興事業（488事業）に関するチェックシートが精査されている⁽¹⁾。そして、復興予算の多くが被災地以外に流れていることを明らかにした。

塩崎（2012）によると、復興資金が被災地以外に流れる仕組みは、復興の理念が基本となっている⁽²⁾。「『復興への提言』及び『東日本大震災からの復興の基本方針』で示された日本再生等の文言に関連付ければ、予算獲得ができ」⁽³⁾、「全国防災」として被災地以外にも使われる。「全国防災」とは、「東日本大震災からの復興の基本方針」⁽⁴⁾にて示された「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」⁽⁵⁾を指す。この文言に則り、3次補正予算で全国対象として5,752億円が確保された。その後、政府公表による「全国防災対策費についての考え方」⁽⁶⁾では、「全国防災対策費を含む復旧・復興事業費は、『復興のため』として国民に理解を得た財源を用いる以上、東日本大震災の復興に寄与するものでなければならない」⁽⁷⁾としている。しかし、被災地以外の防災対策が被災地の復興に寄与する理由がそこには示されておらず、塩崎（2012）では「まったく筋が通らない文章になっている」⁽⁸⁾と批判されており、「将来の防災は重要であるが、また、それらは、復興予算を投じて行うべきものではない」⁽⁹⁾と主張している。

塩崎（2012）と同様に、福場（2013）においても、復興予算の根本原因として予算認定基準が「全国防災」にあることが指摘される。加えて、被災地以外に復興予算を投じ易くした要因には復興特別会計の存在が大きいと主張している。一般会計では歳出に上限があるが、復興特別会計は、「防災」に当てはまれば上限なく予算が捻出できるためである⁽¹⁰⁾。その結果、全国防災対策は、原則、比較的緊急度の高いところから取り組むべきとされているにも関わらず、実際は、国の行政施設や市庁舎改修工事などの着手しやすいところから取り掛かっていたのである⁽¹¹⁾。福場（2013）では、「被災地とは関係のない場所に多くの復興予算が投じられているのは、優先順位を間違えているとしか言えないだろう」⁽¹²⁾と述べている。

塩崎（2012）と福場（2013）に共通している点は、復興予算（第3次補正予算）の流用を主張する根拠として、①復興基本方針の「全国防災」に当てはまれば予算が下りる仕組みになっていること、②予算の使途が被災地以外に限定されていないこと、③復興予算が投じられるべき対象は被災地または被災者であるという考えを前提にしていること、の3点が挙げられる。

「流用」という用語の意味は、広辞苑（第6版）によれば次の2点にある。①きまった目的以外のことに融通して使用すること、②国の歳出予算に定めた部・款・項・目の区分のうち、同一の項に属

する各目の間で、相互に融通し、その融通を受けた目の経費とすること、とされている。復興予算が流用に該当するか否かは、「全国防災」が「きまった目的以外」といえるか否かということになる。

「きまった目的以外」が被災地以外にも指しているのかいないのかと言い換えることもできる。そこで復興基本方針をみてみると、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」に該当すれば、直接被災地に投じられなくても予算を申請することができる、とされている（復興関連法等については、詳しくは次章にて確認する）。すなわち、「全国防災」は「きまった目的以外」ではなく、復興基本方針に則したものであることから、広辞苑における「流用」の1つめの意味で掲げられた説明内容とは合致しない。次に、「相互に融通」したものの可否かという点についてであるが、これも復興予算は該当しない。

したがって、復興予算に流用問題は生じておらず、塩崎氏ならびに福場氏が指摘する点においては何ら問題ない。そればかりか、「復興予算は全国防災に投じるものでない」と主張する根拠が両氏ともに説明されていないため、流用問題と指摘するには不十分だといえる。

一方で、復興予算の認定基準が「全国防災」にあることを前提に、復興予算の用途を巡る根本的な問題を指摘したものに田中（2012）がある。田中（2012）において、復興予算の問題の発端は、実際の被害額が6兆円ほどであったのに対し、復興予算総額の見積もりが19兆円と過大だったことと指摘している。田中（2012）は、「もし、予算制約が厳しければ、優先順位がつけられた」⁽¹³⁾とし、全国防災については、「被災地以外にお金を使っても、復興に寄与する、あるいは日本経済の再生を通じて復興に寄与することは、直ちに否定されるべきことではない」⁽¹⁴⁾と主張している。そのうえで、復興予算の用途問題は、復興予算に限られたものではなく、我が国の予算編成に内在する根本的問題だと指摘している。「日本で財政規律を低下させている元凶は、補正予算と一般会計・特別会計の操作」⁽¹⁵⁾である。そこで、田中（2012）では、今後の課題は、予算を効率的・効果的に使うためのインセンティブを与えることであるとし、具体的には①中期財政フレーム（政府が中期間にわたる財政の枠組みを示したもの）に基づく予算編成、②事務次官の財務責任の強化、の2点を挙げている。

以上のことから、先行研究における「復興予算の流用問題」とは、次のような意味で用いられていると考えられる。すなわち、復興のための予算という概念に防災を盛り込み、これを過分に解釈することは適当とはいえず、予算としての機能が果たせていないということである。単純に被災地以外に予算が使われていることを指して、「流用」と称しているわけではないと考えられる。被災地の復旧・復興以外に復興予算が投じられることは、道義的批判であるといえよう。

2.2 復興事業の一部執行停止とその理由

復興予算が流用しているとの議論に大きな注目が浴びる中で、国会での議論や新仕分けを踏まえ、政府公表の「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」⁽¹⁶⁾が示された。これまでに平成23年度補正予算及び平成24年度予算に計上した事業の実態や国会での議論、行政刷新会議「新仕分け」（平成24年11月16日開催）の整理等を踏まえ、平成25年度予算編成に併せ、復興財源フレームの見

表 1 平成 23 年度第 3 次予算により措置され、執行見合わせとなった事業

(単位：億円)

所管省	事業名	執行停止額
法務省	・矯正施設等の耐震対策	1
	・震災に伴う人権擁護活動の充実強化	0.001
財務省	・国税庁施設費（庁舎の耐震改修）	6
	・酒類等に関する放射性物質の分析等経費	0.1
農水省	・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	12
	・農業水利施設等の震災対策	15
経産省	・中小企業の高度グローバル経営人材育成事業	3
	・自家発電設備導入促進事業	22
国交省	・沿岸防災二次元水路の改修	0.4
環境省	・原子力規制庁の発足に向けた準備経費	2
	・節電・電源セキュリティ向上緊急事業 (病院等へのコジェネレーションシステム 緊急整備事業)	2
計 11事業		63.501

(出所)「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」を基に、筆者作成。

直しが行われたのである。その際、復興庁が所管する予算および被災地向け予算に係る事業の実施に支障を来さないよう、所要の財源を適切に見込むものとした。そこでは、次の 3 点が掲げられている。①被災地域の復旧・復興および被災者の暮らしの再生のために施策、②被災者の避難先となっている地域や震災による著しい悪影響が社会経済に及んでいる地域など、被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策、③上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策、である。①に掲げる施策のみを復興特別会計に計上、②と③に掲げる施策は原則として復興特別会計に計上しないとされた。

この「基本的な考え方」を踏まえ、平成 23 年度第 3 次補正および平成 24 年度に措置した復興関連事業のうち、「今後の復興関連予算の考え方」の観点に当てはまらないものは、執行見合わせの措置がとられることとなった。執行見合わせ事業は 35 事業あり、総額は 168 億円にのぼる。

平成 23 年度第 3 次予算による措置で執行見合わせとなった事業における執行停止総額は約 63 億円である。最も金額が大きいものは、経済産業省を所管とする「自家発電設備導入促進事業」の 22 億円である。次いで農林水産省を所管とする「農業水利施設等の震災対策」が 15 億円、同省所管の「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」が 12 億円となっており、この 3 事業で総額の 8 割近くを占めている（表 1、参照）。

平成 24 年度予算における執行停止額の総額は約 106 億円であり、国土交通省が所管となっている「官庁施設の防災機能強化」事業が 49 億円と圧倒的に大きな額にある。また、事業数ならびに所管

表 2 平成 24 年度予算により措置され、執行見合わせとなった事業

(単位：億円)		
所管省	事業名	執行停止額
内閣 ・ 内閣府	・内閣の重要政策に関する指針検討経費	0.2
	・高度情報集約システムの拡充にかかる経費	0.1
	・社会的包摂に関する検討経費	0.4
総務省	・政府情報システム分散拠点整備	8
法務省	・震災からの復興に向けた矯正処遇等の体制整備	1
	・法務省における災害時の対処能力の強化	6
外務省	・国税庁施設費（庁舎の耐震改修）	0.1
文科省	・実践的防災教育総合支援事業	0.01
経産省	・発達障害者への災害時支援	0.5
	・被災地域の復興に向けた国際水準で実施する臨床研究等の支援	1
	・日本社会事業大学における防災対策	3
	・被災地域の復興に向けた国際水準で実施する臨床研究等の支援復興に向けた臨床研究中核病院の整備	5
経産省	・ライフライン物資供給網強靱化実証事業	8
	・災害対応型中核給油所等整備事業	1
国交省	・庁舎防災機能強化事業（湾岸、全国防災分）	0.4
	・防災に資する官庁施設の省エネ・節電対策	1
	・地震・津波等に対する観測・監視体制の強化	0.3
	・国の危機管理体制の維持・強化等	3
	・庁舎等の耐震補強等（全国防災分）	6
	・官庁施設の防災機能強化	49
環境省	・管制部・管制塔等耐震対策事業（全国防災分）	1
	・放射性物質監視推進事業（可搬型モニタリングポストの配備等）	9
	・原子力規制庁設置に伴う核防護室移転および地方環境事務所組織整備	1
	・原子力規制庁設置に伴う防災携帯・防災服整備	1
計 24事業		106.01

(出所)「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」を基に、筆者作成。

省総額でも、国土交通省を所管とするものが 7 事業、総額約 61 億円となっており、当該予算で対象となった事業総額の約 57%に及んでいる（表 2、参照）。

なお、執行見合わせとなった事業は、平成 23 年度第 3 次補正予算と平成 24 年度予算にて措置された復興関連事業のみである。平成 23 年度第 1 次補正予算および第 2 次補正予算にて承認された復興関連事業については、執行見合わせが行われていない。

以上のように、先行研究における復興予算の「流用問題」とは使途が被災地以外にあることを意味しているのではなく、防災（とくに全国防災）目的も加えたことで予算全体が過大になったことを指摘したものであるといえる。また、実際に予算の見直しが行われた結果、35 事業、総額 168 億円が執行停止となった。そこで次章では、復興予算の使途を巡る問題を再検討するために、復興基本方針ならびにそれに係る法令等の趣旨や内容を確認したうえで、復興予算制度を概観する。

3. 復興予算の関連法等の整理

復興予算に関連する法制等は6つあるが、ここでは施行年順に、目的・趣旨・基本理念を中心に各条文のポイントを確認していくこととする。

(1) 被災者生活支援法（1998年5月22日施行）

わが国では、1995年1月17日に起こった阪神・淡路大震災をきっかけに、自宅を失った被災者への公的補助の必要性から、～という内容の法律が新たに成立した。「被災者生活支援法」である。これは1998年5月22日に施行されて以来、5回の改訂を重ね、現在に至っている。その趣旨は生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から抛出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することに重点が置かれており、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とした内容にある。

第一条（目的）

この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から抛出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

当該法律は、これまでに2000年10月6日の鳥取県西部地震、2007年能登半島地震、中越沖地震などにおいても適用された。近年では、2014年8月15日に起きた京都府福知山市での大雨による土砂災害や2014年8月19日の広島県広島市での大雨による災害でそれぞれ適用されている。災害が発生した際に、被災自治体が地域の被害状況から判断して、国や市町村、被災者生活再建支援法人に適用申請を出すことによって実際は施行される。財源は、都道府県抛出の基金や国庫からの補助金である。

(2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（2011年5月2日施行）

この法律は東日本大震災をきっかけに、当該震災のみに対応するものである。第一次補正予算とともに、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助等について定める新たな法律が成立した。2011年5月2日に施行された「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」である。

第一条（趣旨）

この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置につ

いて定めるものとする。

当該法律においては、東日本大震災では大規模な地震・津波による被害が甚大かつ広範囲に及んでおり、また、被災した地方公共団体の財政基盤が総じて脆弱であることなどを踏まえ、対象となる地方公共団体について、災害の外形的規模（地震の震度、津波の観測値）、その段階で把握されている被害（住宅の損壊状況）等をもとに対象区域を設定するなど、より広い範囲の地方公共団体が特定被災地方公共団体等として指定された。そして、集落排水施設、被災市町村の臨時庁舎等を対象に、国による特別の補助等を行うこととした。また、地方税等に係る平成 23 年度の減収額等を埋めるため、「地方財政法」第 5 条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができることとした。更に、同年度分の地方交付税に限り、減収見込額の 75% を基準財政収入額に加算することとした。

(3) 東日本大震災復興基本法（2011 年 6 月 21 日施行）

この法律は 2011 年 6 月 20 日の参議院本会議で可決、成立した。全閣僚が参加する東日本大震災復興対策本部を内閣に新設し、これを引き継ぐ形で復興庁を設置し、企画立案・調整から実施まで担うこととしている。また、復興債の発行や被災地を税財政面で優遇する復興特区の創設も盛り込まれている⁽¹⁷⁾。

第一条（目的）

この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

第二条（基本理念）

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社

会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策

ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと。

当該法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等きわめて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであることを国として認識しており、被災地の単なる復旧・復興に留まるのみならず、活力ある日本の再生を視野に入れている点が重要である。

(4) 東日本大震災からの復興の基本方針（2011年7月施行）

この法律は、復興構想会議の提言を受け、復興基本法成立より約1か月で策定された。2011年7月末に施行。地方自治体や与野党の意見を、可能な限り反映したものである⁽¹⁸⁾。以下、やや長いが、本論に関わる重要部分について引用する。

1 基本的考え方

今回の東日本大震災は、死者約16,000人（7月28日現在）、行方不明者約5,000人（7月28日現在）、避難者等の数は依然約92,000人（7月14日現在）に及ぶなど、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものであり、かつ、震

災の影響が広く全国に及んでいるという点において、正に未曾有の国難である。国は、このような認識の下、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組みを進めていかなければならない。なお、未だ多数の方々が避難所生活など困難な生活を余儀なくされており、国は、地方公共団体、民間等とも連携し、仮設住宅の建設等により早急に、避難所を解消するとともに、仮設住宅における生活環境の改善、災害廃棄物の処理、ライフライン、交通網、農地・漁港等の基盤等の復旧を急ぐ。

(i) 本方針は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条等に基づく、東日本大震災からの復興に向けた国による復興のための取組みの基本方針であり、また、被災した地方公共団体による復興計画等の作成に資するため、国による復興のための取組みの全体像を明らかにするものである。

(ii) 東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとする。国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする。県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとする。

(iii) 東日本大震災からの復興は、東日本大震災復興基本法第 2 条の「基本理念」、さらには東日本大震災復興構想会議が定めた「復興構想 7 原則」にのっとり、推進するものとする。また、推進に当たっては、被災者に対し、正確かつ迅速な支援情報を提供するものとする。

(iv) 被災地の復興に当たっては、被災しても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、災害に強い地域づくりを推進する。

(v) 被災地域の復興は、活力ある日本の再生の先導的役割を担うものであり、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有する。特に東北の復興に当たっては、東北地方の有する多様性や潜在力を最大限活かし、一体となって取り組むことにより、新しい東北の姿を創出する。

(vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。

(vii) 特に、原子力災害からの復興については、国全体としての強い危機意識を共有し、本方針において復旧・復興のための当面の取組みを定めるとともに、これに限ることなく、長期的視点から、国が継続して、責任を持って再生・復興に取り組む。

(viii) 東日本大震災からの復興のために真に必要な有効な施策を実施することとし、事業の立案段階から、効率性、透明性、優先度等の観点から、適切な評価を行うものとする。このため、「東日本大震災復興関連事業の精査について」（平成 23 年 7 月 21 日行政刷新会議決定）に基づき、各府省は必要な取組みを行う。

(ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

(x) 復興に当たっては、国際社会との絆を強化し、諸外国の様々な活力を取り込みながら、内向きでない世界に開かれた復興を目指す。

この基本方針は、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、基本法第2条の「基本理念」および復興構想7原則に則り推進するものである。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有し、復興のために真に必要なかつ有効な施策を実施する事業の立案段階から、効率性、透明性、優先度等の観点から、適切な評価を行うものとする。復興基本法をベースに作製されているが、日本再生の要として被災地である東北の復興に重きを置いた内容になっている。

(5) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
(2011年11月30日施行)

この法律は、2011年10月7日の臨時閣議で本法案の骨子を閣議決定。10月28日の第179回国会にて法案が提出され、11月30日の参議院本会議で法案が可決、成立した。

第一条（趣旨）

この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策（以下「復興施策」という。）に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

これは財政上の特別措置について定めたもので、復興基本法第1条の「東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定める」の文言に基づいて作成されている。

(6) 今後の復興関連予算に関する基本的な考え方（2012年11月27日施行）

基本方針によると、震災発生から5年間の集中復興期間に必要な事業の規模は少なくとも19兆円程度となり、これに対する財源には復興増税を始めとする国民の負担も充てられる。そのため、歳出は被災地の復旧・復興に資するものへ限定することが国民の理解を得るために不可欠であるという観点から、24年度予算の成立後、被災地外で使用される予算を復興特会に計上したことの是非が論点となった。また、「震災から現在までの諸情勢の変化を踏まえつつ、被災地の復旧復興が最優先との考えの下で、緊急性や即効性の観点から事業の必要性を精査する必要がある。特に、見直しの余地があると考えられる事業については、行政刷新会議で厳しくチェックをする」旨、行政刷新会議で

の議論も踏まえて、事業の見直しを行っていく方針も明らかにした⁽¹⁹⁾。

I. 今後の復興関連予算の計上の考え方

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）において、国は次の施策を実施することとされている。

(イ) 被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策

(ロ) 被災者の避難先となっている地域や震災による著しい悪影響が社会経済に及んでいる地域など、被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策

(ハ) 上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策

復興予算の関連法等では、東日本大震災が広範囲にわたる激甚災害であることを認めており、復興についての理念を定めたいうで、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針が定められている。東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的としたものである。被災地の復興にあたっては、被災しても人命が失われないうことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づきこれを踏まえ、事業の立案段階から、効率性、透明性、優先度等の観点から、適切な評価を行うこととした。また、必要な財源を確保するために、復興特別所得税及び復興特別税」を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めた。復興予算の関連法等の最大のポイントは、被災地域外を東北および福島としつつも、日本経済の再生を最終目標にしている点にあるといえる。

4. 事業内容の適正評価

4.1 塩崎氏の研究における類型と評価

塩崎（2012）は、復興予算に基づく 488 事業 の復興関連事業を 3 類型化し、阪神・淡路大震災と比較して東日本大震災における復興予算を評価している。

塩崎（2012）による東日本大震災復興予算の仕分けは、被災者あるいは被災地が「直接」対象になっているかどうかを重要視している。また、全国が対象となっているものについては、「全国防災」の内容にあることを判断基準にしている。

塩崎氏ならびに NHK 番組制作チームは、10 人ほどのスタッフと共に 5 万ページに及ぶ資料をもとに、約 3 ヶ月かけて検証した。チェックシートをもとに、全国へ現地調査も行っている。氏によると、復興予算（3 次補正予算）の 23%が全国対象、3%が被災地以外のところに投じられており、

表 3 塩崎氏による分類

東日本大震災復興予算 (488事業)		阪神・淡路大震災復興計画 (823事業)	
①被災地向け	74%	①復旧・復興事業	67%
②全国対象	23%	②防災事業、③通常事業	33%
③被災地外	3%		

(出所) 塩崎 (2012) を基に、筆者作成。

併せて復興予算の 26%が被災地に直接使われていないことから、この部分を「流用」された予算としている (表 3、参照)。

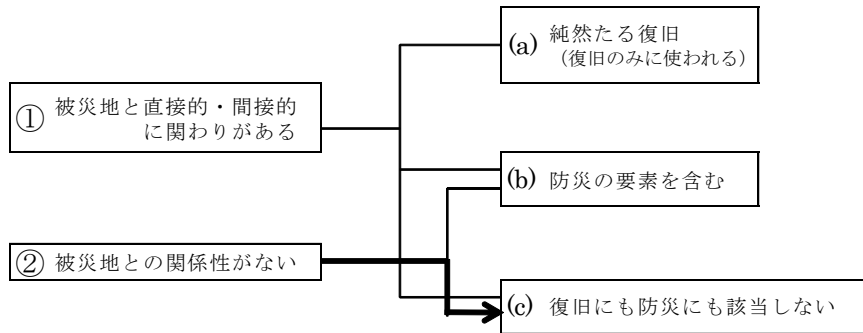
「流用」に該当する事業として具体的に挙げられているのが、農林水産省所管の「鯨類捕獲調査安定化推進対策」(約 22 億 8,400 万円の予算計上) である。この事業目的は、反捕鯨団体 (シーシェパードなど) の妨害活動に対する安全対策強化にあり、これに係る費用を申請し、承認されたということである。申請担当部局によれば、シーシェパードを追い払うことで安定した鯨類調査を行うことができるようになれば、三陸沖 (宮城県石巻を念頭に置いているとされる) で漁業活動を行う事業者や水産加工業者も安心して生業に打ち込むことができるので、この事業は被災地支援に大きく寄与すると認識しているという。その他にも、沖縄県での道路工事、北海道や埼玉県の刑務所での訓練、東京都での耐震工事、海外での青少年交流事業などが挙げられている。これは、NHK での報道以降、社会から多くの批判が集まり、復興予算「流用」の言い回しが全国に広まった要因にもなっている。

塩崎 (2012) では、阪神・淡路大震災においては、復興庁や復興特別会計は設置されず、復旧・復興費用に伴う財源確保のための増税も行われなかった。この点が東日本大震災とは異なると指摘する。その一方で、予算配分ならびに予算の仕組みが、被災者を「直接的」に救う仕組みになっていないことは、「必ずしも資金が流れて行かない、その間に被災者や被災地が落ちぶれていく構図は共通している」、と氏は述べている。

第 2 章で取り上げた関連法等では、東日本大震災からの単なる復旧復興だけでなく、活力ある日本の再生を視野に入れていた。これを踏まえると、被災者や被災地に「直接」(あるいは間接)的に予算が投じられないことは、復興予算の「流用」には当たらない。また「全国防災」についても、復旧・復興に関する基本方針、基本的考え方、関連法の目的、趣旨、基本理念に定められており、法的に違法ではない。しかし一方で、道義的な観点から、被災地の復旧・復興に全く充当されない予算が批判の対象になることも理解できる。

「流用」には該当せず、法的には何ら問題がないにもかかわらず、塩崎氏の研究結果を受けて想像以上の反響 (主に国民からの批判) があつたこと、実際にいくつかの事業が執行を見合わせになったことから鑑みると、復興予算における本質的問題の抽出は別の角度から再度行う必要があると考えられる。

図1 本研究における復興関連事業の分類方法



(出所) 筆者作成。

4.2 新たな適性判断基準の提示

先行研究の成果と限界を踏まえ、本稿では復興関連事業 493 事業について、次のように分類する。まずは、大きく 2 つに分ける。①東日本大震災における被災地と事業内容が直接的・間接的に関わりがあるもの、②被災地との関係性がないもの、である。そして、さらに各々を (a) 純然たる復旧にあたるもの (復旧のみに使われるもの)、(b) 復旧のみならず防災の要素も含んでいるもの (復旧に充てられた一部が防災にまわるもの)、(c) 復旧にも防災にも該当しないもの、に仕分ける (図 1、参照)。

本研究の分類方法によると、被災地を対象とせず、復旧に属さず、防災の要素も含まないものこそが、問題視されるべき部分 (図 1 の②-(c)部分) となる。

塩崎 (2012) との相違点は、2 点ある。1 点目は、対象予算である。塩崎 (2012) では、平成 23 年度 3 次補正予算のみを分析対象としていたが、本研究では当該年度補正予算の総額を対象にする。3 次にわたって補正予算は組まれたが、被害状況が把握されていくにしたがって、重点分野が変容していった。1 次補正 (5 月) では主にがれき処理や被災者救援、2 次補正 (7 月) では原発事故対応、3 次補正 (11 月) で被害全体を網羅した形で対応がなされている。

2 点目は、事業数である。本研究では「制度見直し」事業のみを除外し、「制度要求」事業は復興予算が配分されていることから、分析対象とした。そのため 493 事業を分析したが、塩崎 (2012) は「制度要求」事業も併せて除外していることから 488 事業を分析対象としている点に注意したい。

4.3 新基準に基づく事業評価

復興関連事業について所管省別の事業数ならびに予算額をみると、15 省庁で全 488 事業の合計予算額は 13 兆 98 億 6,200 万円である。事業数の多い順に、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省となっている。金額では、経済産業省に最も多く配分されており、次いで内閣

表 4 所管省別事業数と予算額

所管省	事業数		2011年度予算総額 (単位：百万円)	
		構成比		構成比
内閣官房	6	1.2%	2,647	0.0%
内閣府	20	4.1%	1,589,015	12.2%
警察庁	13	2.7%	67,339	0.5%
金融庁	5	1.0%	61	0.0%
総務省	23	4.7%	89,936	0.7%
法務省	14	2.9%	35,178	0.3%
外務省	10	2.0%	18,677	0.1%
財務省	9	1.8%	868,039	6.7%
文部科学省	53	10.8%	875,490	6.7%
厚生労働省	69	14.1%	1,445,337	11.1%
農林水産省	76	15.5%	1,797,773	13.8%
経済産業省	92	18.8%	1,425,531	11.0%
国土交通省	74	15.1%	3,472,794	26.7%
環境省	22	4.5%	1,160,504	8.9%
防衛省	3	0.6%	161,551	1.2%
計	489	100.0%	13,009,872	100.0%

(出所)「東日本大震災復興関連事業チェックシート」(各省庁)に基づき、筆者作成。

府、厚生省と続いている(表4、参照)。

本研究独自の適性判断基準に基づいて復興関連事業を再分類した結果、東日本大震災における被災地と直接的あるいは間接的に関係するものは、総事業数493事業のうち350事業(総事業数の71.7%)であった。復旧に使われる分に該当する事業のうち、復旧のみに該当する事業は外務省を除いた14省庁に当てはまり、総額は4兆9,351億3,200万円であった。最も多いのは、内閣府であった(表5、参照)。

防災に関連した事業内容にあったのは、11省庁で3兆3,587億3,900万円であった。内閣府が最も多く、次いで国土交通省となっている。

また、復旧以外も含む事業に該当するものはないことが分かった。

一方で、東日本大震災からの復旧とは無関係にある事業のうち、防災関連は9省庁で2兆4,887億6,700万円であった。最も多く配分されていたのは国土交通省である。防災とも無関係であった事業は、12省庁で3兆7,766億7,100万円にのぼり、経済産業省で約9,312億円、環境省で約8,605億円、厚生労働省で約8,116億円、財務省で約5,986億円となっている。

表 5 直接的・間接的に被災地が対象に含まれている事業数と予算配分

所管省	事業数				2011年度予算額 (単位: 百万円)				
	構成比	総事業数 (488) に 占める割合	当該省庁に おける事業 数に占める 割合	復旧に使われる分			東日本大震災からの 復旧とは無関係の分		
				復旧のみ	防災関連	復旧以外 も含む	防災関連	防災以外	
内閣官房	1	0.3%	0.2%	16.7%	407	—	—	—	—
内閣府	13	3.7%	2.7%	65.0%	1,565,671	1,562,344	—	5,655	4,025
警察庁	10	2.9%	2.0%	76.9%	34,828	20,255	—	—	14,624
金融庁	1	0.3%	0.2%	20.0%	21	—	—	—	—
総務省	14	4.0%	2.9%	60.9%	26,391	—	—	—	26,468
法務省	8	2.3%	1.6%	57.1%	3,642	3,504	—	6	238
外務省	5	1.4%	1.0%	50.0%	—	—	—	—	6,263
財務省	6	1.7%	1.2%	66.7%	142,228	619	—	4,090	598,600
文部科学省	42	12.0%	8.6%	79.2%	175,022	106,785	—	125,747	115,927
厚生労働省	47	13.4%	9.6%	69.1%	501,888	60,507	—	120	811,651
農林水産省	48	13.7%	9.8%	63.2%	1,087,449	514,014	—	198,707	124,503
経済産業省	73	20.9%	15.0%	79.3%	79,505	1,155	—	14,235	931,226
国土交通省	59	16.9%	12.1%	79.7%	1,142,365	1,074,380	—	2,056,207	182,644
環境省	20	5.7%	4.1%	90.9%	14,164	600	—	84,000	860,502
防衛省	3	0.9%	0.6%	100.0%	161,551	14,576	—	—	—
計	350	100.0%	71.7%	71.7%	4,935,132	3,358,739	—	2,488,767	3,776,671

(出所)「東日本大震災復興関連事業チェックシート」(各省庁)に基づき、筆者作成。

本研究視角にて問題視すべき予算部分は、被災地を対象とせず、復旧に属さず、防災の要素も含まないものであり、143事業(同、29.3%)が該当、復興予算全体の1兆282億2,500万円であった。これは、復興予算総額約13兆円のうち7.9%を占める。全く防災とは無関係に該当した省庁は11省庁あり、突出して多く分配されていたのは経済産業省で3,994億3,600万円もの予算計上がなされていた。次いで農林水産省が1,999億3,800万円、厚生労働省で1,002億300万円である(表6、参照)。

以上の結果を踏まえて、次章では復興予算が抱える本質的問題を考察していく。

表 6 被災地との関係性がないものを対象としている事業数と予算配分

所管省	事業数				2011年度予算額 (単位:百万円)		
	構成比	総事業数 (488) に 占める割合	当該省庁に おける事業 数に占める 割合	防災関連 のみ※1	一部、 防災関連 を含む※2	全く防災 とは無関係	
内閣官房	5	3.5%	1.0%	83.3%	—	599	1,641
内閣府	10	7.0%	2.0%	50.0%	—	13,664	—
警察庁	3	2.1%	0.6%	23.1%	—	17,887	—
金融庁	4	2.8%	0.8%	80.0%	2	38	—
総務省	9	6.3%	1.8%	39.1%	15,900	18,335	2,842
法務省	5	3.5%	1.0%	35.7%	—	30,018	798
外務省	5	3.5%	1.0%	50.0%	—	4,200	8,214
財務省	3	2.1%	0.6%	33.3%	—	—	23,121
文部科学省	11	7.7%	2.3%	20.8%	425,642	32,418	724
厚生労働省	22	15.4%	4.5%	32.4%	—	26,230	100,203
農林水産省	28	19.6%	5.7%	36.8%	—	187,176	199,938
経済産業省	20	14.0%	4.1%	21.7%	—	1,099	399,436
国土交通省	16	11.2%	3.3%	21.6%	95	2,013	89,470
環境省	2	1.4%	0.4%	9.1%	—	—	201,838
防衛省	0	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
計	143	100.0%	29.3%	29.3%	441,639	333,677	1,028,225

(※1) 一部が復旧以外にも使用されるものも含む。

(※2) 復旧に使用されるもののうち、一部が防災にも関連するもの。

(出所)「東日本大震災復興関連事業チェックシート」(各省庁)に基づき、筆者作成。

5. 復興予算の本質的課題

前章では、復興予算の関連法等の内容に即して予算配分が行われているかを判断するにあたり、本研究独自の基準にて復興関連事業を再分類した。その結果、143事業、1兆282億2,500万円(予算額全体の7.9%)が、被災地を対象とせず、復旧に属さず、防災の要素も含まない内容にあった。

これらの事業は申請に対し、認可を受けて予算計上ならびに執行が認められた経緯から鑑みると、法の趣旨に反したものではない。復興予算「流用問題」ではないことは、先に述べたとおりである(第1章1-1を参照)。しかしながら、復旧ならびに防災の要素を含まないということは、法の趣旨である残りの「日本経済再生」に該当するものと解釈される。

復興予算は補正予算であり、経常予算とは異なる。震災の経済的被害が大きかったことから、当初

より巨額の前算計上がなされた。その係る費用は、長期にわたって国民の税負担で賄われる。この点から、復興予算の本質的課題として、以下の3点が指摘できる。

第1に、農水省、経産省、国交省における関連事業は、復興対策費ではなく、災害対策等緊急事業推進費に振り替えることができるものが多い。災害対策等緊急事業推進費とは、自然災害により被災した地域または重大な交通事故が発生した箇所等において、再度災害の防止対策（災害対策）や事故の再発防止対策（公共交通安全対策）等を迅速に実施し、住民および利用者の安全・安心の確保に資するための制度である。特徴の1つに、幅広い事業分野（直轄および補助）に配分することが可能な点があり、国交省国土政策局が挙げる具体的事業分野をみると、道路や住宅、港湾、海岸など復興予算対象と重複している。

第2に、「日本経済の再生」は平常時から必要とされる経済政策であり、震災（自然災害）以外の外的・内的要因も多く含む。したがって、特例で設けられた追加的租税負担ではなく、通常の財政運営の中で基幹税にて行うべきものとする。

第3に、特別会計としての復興予算の中で計上された関連事業のいくつかは、第1ならびに第2で述べたように、一般会計にて行うことができる（あるいは行うべき）内容にあった。財政の本体である一般会計内にて対応することができれば、復興特別会計の予算規模は縮小する。一般会計の歳入は租税収入を主としており、大きく膨らむことができないため、事業内容の優先判断が厳しくなり無駄な事業が排除されることにもなる。したがって、日本の財政全体の規模が縮小され、財政の機能不全も解消されると考える。

6. おわりに

本稿の目的は、復興関連事業（488事業）を分析し、復興予算を巡る問題の本質を明らかにすることにあった。その内容は以下の4点に要約できる。

第1に、先行研究における「復興予算の流用問題」とは、使途が被災地以外にある点を指しているのではなく、全国防災も使途目的に加えたことで予算全体が過大になったことを批判したものである。

第2に、復興予算の関連法等では被災地域を東北および福島としつつも、日本経済の再生を最終目標にしている点に特徴である。

第3に、本稿独自の分析視点である①東日本大震災における被災地と事業内容が直接的・間接的に関わりがあるもの、②被災地との関係がないもの、さらに各々を（a）純然たる復旧にあたるもの（復旧のみに使われるもの）、（b）復旧のみならず防災の要素も含んでいるもの（復旧に充てられた一部が防災にまわるもの）、（c）復旧にも防災にも該当しないもの、に分類した。その結果、復興事業予算額全体の7.9%にあたる143事業が、被災地を対象とせず、復旧に属さず、防災の要素も含まない内容にあった。

第4に、復興予算の本質的課題は、次の3点にあった。1つは、災害対策等緊急事業推進費に振り替えることができるものが多い点、2つめは特例で設けられた追加的租税負担ではなく、通常の財政

運営の中で基幹税にて行うべきものである点、3つめは財政の非効率が生じている点である。

以上のように、復興予算の使途を巡って「流用問題」との表現が多用され、それが広く流布し、多くの注目を集めるに至ったものの、実際は「流用」には該当しない。復興予算の本質的課題は、使途の適格化ではなく、予算計上の段階における会計区分の適正化にあるといえる。既存の一般会計ならびに特別会計における経費との整合性を十分に図ったうえでの新設特別会計であれば、事業の非効率性は避けられたのではないかと考えられる。

本研究の残された課題は、2点ある。第1に、3次にわたる補正ごとに関連事業を分類し、復興予算の特徴をより明確にすること。第2に、復旧・復興に関する進捗状況について、復興関連事業と照らし合わせながらの現地調査を行うことで、予算配分の適正化を判断すること、である。

《参考文献》

- (1) 岩崎忠 (2011) 「東日本大震災復興基本法の制定過程」『自治総研』通巻 394 号 2011 年 8 月号
- (2) 内山昭編 (2014) 『財政とは何か』 税務経理協会
- (3) 大石夏樹 (2013) 「不断の検証が求められる復興予算—2 年目を迎えた東日本大震災復興特別会計—」
- (4) 塩崎賢明 (2012) 『東日本大震災 復興の正義と倫理』 クリエイトかもがわ
- (5) 塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター (2010) 『大震災 15 年と復興の備え』 クリエイトかもがわ
- (6) 塩崎賢明 (2014) 「東日本大震災—復興予算の検証—」『財政と公共政策』第 36 巻第 1 号
- (7) 田中秀明 (2012) 「被災地以外にも使われる震災復興予算 その本質的な原因と対策を問う」
(<http://diamond.jp/articles/print/26682> 最終閲覧日 2015 年 12 月 24 日)
- (8) 福場ひとみ (2013) 『国家のシロアリ』 小学館
- (9) 国土交通省 (2014) 「1 災害対策等緊急事業推進費の概要 (パンフレット)」
- (10) 内閣府 (防災担当) 「全国防災対策費についての考え方」
- (11) 災害対策基本法
- (12) 被災者生活再建支援法
- (13) 東日本大震災からの復興の基本方針
- (14) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
- (15) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
- (16) 東日本大震災復興基本法
- (17) 「東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成 23 年度第 3 次補正予算)」 各省庁
- (18) 復興庁 (東日本大震災復興対策本部事務局) 「復興基本方針のポイント」

《注》

- (1) 詳しくは、第3章の3-1にて述べる。
- (2) 塩崎 (2012)、p. 28。
- (3) 同上。
- (4) 2011年7月29日施行。以後断りのない限り「復興基本方針」という。
- (5) 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」3-(ハ)
- (6) 内閣府 (防災担当)、2011年12月7日。
- (7) 「全国防災対策費についての考え方」2-(1)。
- (8) 塩崎 (2012)、p. 29。
- (9) 同上。
- (10) 福場 (2013)、p. 49 を参考に整理した。
- (11) 福場 (2013)、pp. 47-49 を参考に整理した。
- (12) 福場 (2013)、p. 49。
- (13) 田中 (2012)、p. 3。
- (14) 同上。
- (15) 田中 (2012)、p. 5。
- (16) 平成23年度7月29日東日本大震災復興対策本部決定。以後、断りのない限り「基本的な考え方」という。
- (17) 岩崎 (2011) を参考に整理した。
- (18) 復興庁「復興基本方針のポイント」2011年7月29日 (<http://www.reconstruction.go.jp/topics/point.pdf>
最終閲覧日2016年1月12日) を参考に整理した。
- (19) 大石 (2013) を参考に整理した。

福知山公立大学研究紀要(2017)

〈補表〉

本稿では、各省庁公表の「東日本大震災復興関連事業チェックシート」を用いて、本研究独自による適性判断基準に基づいて事業分類をした。その結果ならびに総合的評価は本文中に記したとおりであるが、以下の表は、筆者らが個々の事業をどのように分類したかを示したものである。

省	所管省	事業名	予算(単位:百万円)				直接・間接に被災地に携わるもの			被災地に関係しないもの				
			1次	2次	3次	計	復旧	防災	風さず	復旧	防災	風さず		
内閣官庁	内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)	官邸危機管理体制の検証・検討・整備			140	140								
	内閣広報室	復興に向けた官報官邸の内外情報発信機能の強化		230	193	423								
	知的財産戦略推進事務局	クールジャパンによる日本ブランド復興キャンペーン		1,072	101	1,173								
	内閣官房	社会的包摂推進支援事業			468	468								
	地域活性化総合事務局	地域づくり支援事業(専門家派遣)			407	407								
		人口・機能を集積したエリアの防災対策の強化			36	36								
		東日本大震災復興交付金			1,561,184	1,561,184								
		復興特区支援利子補給金			280	280								
		東日本大震災復興調整費			5,000	5,000								
		大臣官房	被災公文書等修復支援事業費補助金		70	70								
内閣府	政策統括官(経済財政運営担当)	復興支援型地域社会雇用創造事業		3,200	3,200									
		実践キャリア・アップ事業		38	38									
	政策統括官(経済社会システム担当)	新しい公共支援事業			880	880								
		民間資金等活用事業調査等に必要経費			76	120								
	政策統括官(防災担当)	総合防災情報システムの整備(衛星通信ネットワークの機能強化)		940	940									
		地域防災力向上支援事業		403	604									
		東日本大震災における地震・津波による被災実態調査・アーカイブ化			232	232								
		災害時多目的船に関する調査・稼働業務			30	30								
		災害時における災害情報の伝達のあり方調査			21	21								
		大規模地震対策(東海・東南海・南海地震及び首都直下地震)の再構築に関する検討調査			46	46								
警察庁	政策統括官(共生社会政策担当)	被災者への心のケア対策等の推進(地域自殺対策緊急強化基金)		3,700	3,700									
	男女共同参画局	東日本大震災による女性の悩み・苦しみに関する相談事業		237	325									
	沖縄振興局	東日本大震災復興・復興に係る公立文庫施設整備に必要な経費		279	11,005									
		東日本大震災復興・復興に係る農業生産基盤安全管理・整備事業に必要な経費		115	10,671									
		〇東日本大震災復興・復興に係る道路整備事業の財源の社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰入れに必要な経費		1,206	1,206									
		〇東日本大震災復興・復興に係る道路環境整備事業の財源の社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰入れに必要な経費												
	警備局	災害支援活動に係る災害復旧費の整備	5,484		1,029	6,513								
	長官官房	災害復旧に係る警察施設の整備	3,866		4,245	8,111								
		災害復旧に係る警察施設の整備			293	293								
	刑事局	災害復旧に係る整備費機材の整備	944		47	991								
情報通信局	災害復旧に係る警察情報通信施設の整備	1,040		897	1,937									
長官官房	被災地の安全確保に係る人的基盤の充実強化			17	17									
	被災地の安全確保に係る人的基盤の整備	1,281		11,991	13,272									
情報通信局	被災地の安全確保に係る警察情報通信施設の整備			10,145	10,145									
警備局	緊急防災対策に係る原子力関連施設的安全確保			1,575	1,575									
情報通信局	災害現場等における応急通信対策の強化			6,182	6,182									
長官官房	交通安全に係る補助金事業	4,486		1,394	5,880									
	都道府県警察補助金	2,497		7,633	10,130									
	都道府県警察施設災害復旧費補助金(交通関連は除く)	989		1,934	2,923									
金融庁	金融庁総務企画局	遠隔地でのITセキュリティ環境整備			23	23								
		金融庁行政情報化LANシステムのUPSバッテリー増強整備			5	5								
		金融庁情報システムのバックアップデータ遠隔地保全環境整備			2	2								
		業務継続体制の検証・強化			10	10								
	総務局	被災者支援施設等の整備			31	31								
	自治行政局	市町村行政機能強化復旧補助金			2,122	2,122								
		市町村合併体制整備補助金			1,985	1,985								
	自治行政局、情報通信国際戦略局	原子力災害避難住民等交流事業費補助金			542	542								
	自治行政局	「緑の分枝改革」による被災地の復興			300	300								
	情報通信国際戦略局	広域災害対応情報通信技術等の研究開発・実証			4,083	6,295								
情報通信行政局	情報通信ネットワークの脆弱性強化のための研究開発			15,901	15,901									
	被災3県の地デジ完全移行延期対策			662	95,256の内									
	「東日本大震災アーカイブ」基盤構築プロジェクト			900	900									
	海外への情報発信強化			809	809									
総務省	情報通信国際戦略局	情報通信基盤災害復旧事業費補助金	221		1,348	1,569								
	消防庁	被災地域情報化推進事業			3,311	3,311								
		消防隊員に対する資材付金	3,330		5,070	8,406								
		緊急消防援助隊の活動拠点施設の整備に関する検討			50	50								
		緊急消防援助隊の機能強化	8,440		5,558	16,601								
		消防防災通信基盤の緊急整備			15,181	15,181								
		住民への災害情報伝達手段の多様化			950	950								
		消防庁の危機管理機能の向上			159	159								
		緊急費用により整備した消防設備の復旧			48	48								
		消防防災設備災害復旧補助金	7,903		4,266	11,569								
法務省	消防隊員員の惨事ストレス対策			19	21									
		消防隊員員の安全対策の推進			1,995	1,995								
		震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究			445	445								
		消防機関等の活動記録の集積・調査分析等			96	96								
	大臣官房	防災危機管理(衛星通信)配備			476	476								
		法務省施設の耐震対策等	662		1,292	26,755								
	民事局	震災復興の推進	1,656		1,426	3,082								
	刑事局	災害時における警察の対応能力の強化			863									
	矯正局	被災地域における再犯防止施設の新築・増設			28	28								
		震災に伴う被災者等への心理的支援及び復興支援体制の整備			62	62								
保健局	矯正施設等の防災対策	190		2,216	2,406									
	保護局	保護観察緊急拠点(仮称)の設置			58	58								
		更生保護被災地域就労支援対策強化事業の実施			22	22								
		処遇等データの保全体制の確立			216	216								
	人権擁護局	東日本大震災に係る人権擁護活動の充実強化			6	188								
	入国管理局	災害時における出入国審査体制の強化			188									
		収容施設等における防災・保安体制の強化			422	422								
	公安調査庁	被災地等における治安を確保するための調査基盤の強化			28	610								
	外務省	アジア大洋州局/北米局	アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流			7,247	7,247							
		東洋部	福島原発事故からの復興に向けたIAEA事業支援			935	935							
国際協力局		国際機関が主催する会議の被災地における開催			74	74								
国際協力局		国際的な放射線防護員協会の活動支援			56	56								
広報文化交遊部		メディアを活用した防災・保安体制の強化			319	319								
アジア大洋州局		中国におけるハイレベル交流(風評被害対策)			474	474								
国際協力局		途上国の要望を踏まえた工業用品・食糧等の供与			5,000	5,000								
		防災分野における国際協力促進			4,200	4,200								
		被災地で活動する国際協力NGO支援			195	195								
総務局		外国人入国環境整備(査証審査体制強化)			174	174								

福知山公立大学研究紀要(2017)

省	所管省局	事業名	予算(単位:百万円)				重複・期間に 被災地に 関するもの		被災地に 関係しないもの	
			1次	2次	3次	計	被災地に 関するもの	被災地に 関係しないもの	被災地に 関するもの	被災地に 関係しないもの
府	理財局	公務員宿舎施設費(合宿舎の復旧)			619	619	○	○		
	大臣官房	東日本大震災復興特別交付金実施事業(日本政策金融公庫出資金)	72,500	600	66,000	139,100	○	○		
	"	中小企業信用保険事業(日本政策金融公庫出資金)	281,300		340,200	698,600	○	○		
	"	危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務出資金)	6,900		10,290	17,190	○	○		
	国税局	監視取極等復旧経費	143		483	626	○	○		
	国税庁	国総総合管理システム改修経費等(耐震特例法対応)			1,204	4,090	○	○		
	"	国総総合管理システム改修経費等(耐震特例法対応)			1,884	1,884	○	○		
	"	汚濁等に関する放射性物質の分析等経費			61	61	○	○		
	理財局	復興債の発行に伴う事務取扱費の財源繰入れ			5,870	5,870			○	○
	文教施設企画部	東日本大震災対応職員旅費(公立学校分)			15	17	○	○		
大臣官房文教施設企画部	公立学校施設災害復旧費	96,163	4,100	47,650	148,413			○	○	
"	公立学校施設経費			106	302			○	○	
"	公立学校施設整備費	34,015		162,696	277,179			○	○	
"	国立大学法人施設整備費(文教施設費)	7,305		63,112	122,485	○	○			
"	独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備に必要な経費	1,077		1,024	3,311				○	
生涯学習政策局	放送大学学園運営補助金(施設復旧)			50	8,470	○	○			
"	東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業			503	503	○	○			
"	公立社会教育施設災害復旧事業	8,722		32,907	41,628	○	○			
"	学びを通じた地域コミュニティ再生支援事業			48	48	○	○			
"	独立行政法人国立科学博物館施設整備に必要な経費	452		422	874	○	○			
初等中等教育局	被災した幼稚園・保育所における認定こども園整備事業			1,810	1,810	○	○			
"	復興教育支援事業			295	295	○	○			
"	被災児童生徒等支援臨時特例交付金	11,313		29,745	41,058	○	○			
"	緊急スクールカウンセラー等派遣事業	3,015		351	3,366	○	○			
高等教育局	大学等における地域復興のためのセンター機能の整備			2,000	2,000	○	○			
"	国立大学の学生に対する授業料等減免	761		1,005	1,766	○	○			
"	国立大学等の教育研究施設設備の復旧	18,037		36,176	54,214	○	○			
"	国立高等専門学校も学生に対する授業料等減免	18		66	84	○	○			
"	国立高等専門学校の教育研究施設の復旧	70		295	364	○	○			
"	日本学生への奨学金貸与等に対応するシステムの構築			183	183	○	○			
"	日本留学を検討している外国人留学生のためのジャパン・スタディ・プログラム			130	130			○	○	
高等教育局私学部	私立大学等の学生に対する授業料等減免	3,364		1,356	4,720	○	○			
"	私立学校施設の耐震化の推進等			13,582	20,763	○	○			
"	被災私立学校復興特別交付金			8,307	8,307	○	○			
"	東日本大震災対応職員旅費(私立学校分)			8	8	○	○			
"	高校生修学支援基金(高等学校等授業料減免事業等支援臨時特例交付金)の拡充			18,947	18,947	○	○			
"	私立学校施設事務経費			21	21	○	○			
科学技術・学術政策局	原子力災害からの復旧に向けた放射性物質の分布状況の継続的調査等			930	930	○	○			
研究開発局	独立行政法人物質・材料研究機構 研究施設の復旧			1,075	1,075	○	○			
"	大学等の研究資源・機能停滞を回避するシステム構築			15,768	15,768	○	○			
"	東北メディカル・メガバンク			1,549	1,899	○	○			
"	緊急被災医療体制の強化等	250		22,276	22,276	○	○			
研究開発局、研究開発局	福島のみならず、復興に向けた研究開発拠点の整備等(福島原子力被災者・子ども健康基金)			7,718	7,718	○	○			
研究開発局	日本海東部地震津波観測網の整備			1,188	1,257	○	○			
"	東北地方太平洋沖で発生する地震・津波の調査観測			764	1,744	○	○			
"	独立行政法人防災科学技術研究所被災施設等の復旧	980		1,980	1,980	○	○			
"	東北マリンスাইエンス拠点の形成			11,025	11,025	○	○			
"	東北海洋学系系調査研究船の建造			231	590	○	○			
"	独立行政法人宇宙航空研究開発機構被災施設等の復旧	359		1,203	1,203	○	○			
"	環境修復技術の早期確立			2,298	2,298	○	○			
"	独立行政法人日本原子力研究開発機構被災施設等の復旧	3,137		8,732	11,868	○	○			
"	国による仮払金の支払い			26,379	26,379	○	○			
スポーツ・青少年局	原子力災害に係る技術支援事業			36	36	○	○			
"	学校における食・津波対策に係る対応マニュアル作成・配布			292	292	○	○			
"	国立青少年教育施設災害復旧事業			117	117	○	○			
"	安全・安心のための学校給食環境整備事業			175	175	○	○			
文化庁	国立文化施設の災害復旧(東京国立博物館東洋館展示施設等)			35	35	○	○			
"	国立文化施設の災害復旧(日本芸術院会館施設)			3,180	3,180	○	○			
"	東大文化財の災害復旧			726	726	○	○			
"	国営文化財の災害復旧			72,000	72,000	○	○			
医政局	地域医療提供体制の再構築			4,320	4,320	○	○			
"	東北急症救急医療機器創出・開発促進事業			12,618	16,237	○	○			
"	医療施設等の災害復旧	3,618		8,159	9,499	○	○			
"	保健衛生施設等災害復旧事業・保健衛生施設等設備災害復旧事業	1,340		309	309	○	○			
"	国立ハートン医療センター災害復旧事業			9,035	16,056	○	○			
老健局	介護基礎緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)	7,021		2,850	2,850	○	○			
"	介護基礎緊急整備等臨時特例基金(介護基礎整備まちづくり整備事業)			2,897	2,897	○	○			
健康局	被災地における健康支援巡回相談等の健康支援			1,656	1,656	○	○			
社会・福祉局	介護福祉士等修学資金貸付事業			1,479	22,792	○	○			
"	社会福祉施設職員等退職手当共済事業交付金補助金			6,664	11,771	○	○			
雇用均等・児童家庭局	職業福祉施設等の災害復旧事業	4,651	456	1,512	2,307	○	○			
"	職業福祉施設等の災害復旧事業(被災者に対する生活再建サポート事業)	795		1,553	6,714	○	○			
"	保育所等の複合化・多機能化推進事業(安心こども基金の積み増し)	2,720		1,522	1,522	○	○			
"	母子家庭福祉交付金			2,833	2,833	○	○			
社会・福祉局障害保健福祉	障害者の心のケア支援事業			518	4,970	○	○			
障害保健福祉部	平成23年度障害児保育推進事業(被災者に対する生活再建サポート事業)			2,150	21,508	○	○			
社会・福祉局障害保健福祉	職業安定局	50,000		151,000	151,000	○	○			
"	重点分野雇用創出事業の拡充			23,520	85,020	○	○			
"	雇用促進推進事業(仮称)の創設			12,001	78,454	○	○			
職業安定局 派遣・有期労働	新卒者就職実現プロジェクト			19	19	○	○			
職業安定局 派遣・有期労働	林職者支援制度の拡充			50	918	○	○			
労働基準局	被災新卒者等への就職面接機会の継続的な提供			14,500	14,500	○	○			
社会・福祉局	社会的包摂(「給」再生事業)	48		2,757	2,757	○	○			
"	ハローワーク・サポート・サービス モデル・プロジェクト			210	8,727	○	○			
職業安定局 派遣・有期労働	震災対応等の観点からのジョブサポーターによる支援の更なる強化	425		2,970	2,970	○	○			
社会・福祉局	被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業			16,590	42,177	○	○			
"	生活福祉資金貸付の特例交付金の実施に伴う体制整備事業	25,677		2,665	2,665	○	○			
医政局	医療施設等の防災対策の推進			44	44	○	○			
社会・福祉局	医療福祉施設等耐震化等臨時特例交付金			103	103	○	○			
国立医薬品食品衛生研究所	国立医薬品食品衛生研究所(被災することにより拡散するおそれのある病原体を保管する施設)の危機管理機能強化のための中央監視装置更新工事			241	1,130	○	○			
国立感染症研究所	国立感染症研究所(被災することにより拡散するおそれのある病原体を保管する施設)の危機管理機能強化のための中央監視装置更新工事			20	20	○	○			
独立行政法人医薬品基盤研究所	独立行政法人医薬品基盤研究所(被災することにより拡散するおそれのある病原体を保管する施設)の危機管理機能強化のための自家発電設備更新工事			59	59	○	○			
国立感染症研究所	国立感染症研究所(被災することにより拡散するおそれのある病原体を保管する施設)の危機管理機能強化のための生物遺伝資源のバックアップ			175	175	○	○			
雇用均等・児童家庭局	国立児童自立支援施設非常用自家発電装置設置			11	11	○	○			
社会・福祉局障害保健福祉	全国身体障害者総合福祉センター等の防災対策の強化			37	37	○	○			
健康局	(注)日本酒消費安全監視ネットワークシステムの機能強化			399	399	○	○			
"	災害時公衆衛生従事者緊急派遣システム構築			200	14,200	○	○			
社会・福祉局	保護システム安全性・信頼性強化			399	399	○	○			
"	独立行政法人福祉医療機器出資	10,000	4,000	200	14,200	○	○			
"	災害救助費等負担	362,584		30,072	392,656	○	○			

福知山公立大学研究紀要(2017)

省	所管省局	事業名	予算(単位:百万円)				直接・間接に 被災地に 関するもの			被災地に 関係しないもの		
			1次	2次	3次	計	被災 復興	被災 復旧	被災 復旧	被災 復興	被災 復旧	被災 復旧
再生労働省	健康局	生活衛生関係事業対策事業費補助金			233	233	○	○				
	"	株式会社日本政策金融公庫出資金	2,114		3,391	5,245	○	○	●			
	保険局	国民健康保険の保険者等への支援(固定資産税の課税免除による国民健康保険料(税)の収入源に対する財政支援)			411	411	○	○	●			
	"	国民健康保険の保険者等への支援(被災者の特定保険審査等の自己負担軽減による増収補填)			418	418	○	○	●			
	"	国民健康保険の保険者等への支援(後期高齢者医療広域連合電算処理システムの復旧)			634	634	○	○	●			
	医薬食品局食品安全部	食品中の放射能物質に係る規制値の再検討等			209	209				○	●	
	健康局	さい帯血公開検査システムの機能強化			53	53				○	●	
	"	水道施設の災害復旧(水道施設災害復旧調査旅費を含む)	16,000		30,307	46,307	○	○	○			
	"	東日本大震災水道施設復旧状況調査			120	120	○	○	○			
	労働基準局、職業安定局	被災地のハローワーク等の体制整備			20	20	○	○	○			
	労働基準局安全衛生部	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策		89	172	261				○	●	
	労働基準局	中小企業退職金共済事業等に必要経費			4	2,255	○	○	○			
	"	中小企業退職金共済事業等に必要経費			24	6,569	○	○	○			
	職業安定局	被災者に対する就職支援等の拡充			124	11,177	○	○	○			
	職業能力開発局	東日本大震災に伴う公共職業訓練(委託訓練)の拡充等			3,130	36,124	○	○	○			
	職業安定局	被災地のハローワークの応援体制整備	116		157	273				○	●	
	"	ハローワークシステムの増強	2,208		1,195	46,572				○	●	
	"	特別求人開拓の実施	122		74	196				○	●	
	職業安定局高齢・障害者雇	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施			69	4,301				○	●	
	職業安定局	長年失業者等に対する就労支援事業			83	83				○	●	
	職業安定局高齢・障害者雇	地域産業等支援センターにおける障害者や企業に対する支援の充実			18	18				○	●	
	職業安定局	農漁業者雇用支援事業			128	128				○	●	
	"	農林業等就職促進支援事業			27	339				○	●	
	"	復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善			163	4,382				○	●	
	職業能力開発局	キャリア形成促進助成金			437	9,427				○	●	
"	成長分野等人材育成支援事業の拡充(東日本大震災復興産業人材育成支援事業)								制度見直し			
職業安定局高齢・障害者雇	被災地の障害者に係る実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金の拡充				11,574				○	●		
職業安定局	特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)の拡充	6,260			6,260				制度要求			
農林水産省	大臣官房	農産物等消費拡大推進事業			210	210				○	●	
	"	農林水産研究所施設の解体除去等工事			29	29				○	●	
	消費・安全局	農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査事業	207		364	570				○	●	
	"	農林水産省指し廻しに必要経費	34		126	160				○	●	
	食料産業局	6次産業化推進モデル育成事業			1,387	1,387				○	●	
	"	農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち再生可能エネルギー導入可能性調査等			61	61				○	●	
	"	農産物等輸送回復事業	156	500	100	756				○	●	
	"	食料の物流拠点機能強化等支援事業			1,733	1,733				○	●	
	"	都市圏施設設置事業	1,831		300	2,131				○	●	
	"	種苗の放射性物質測定体制の強化			40	40				○	●	
	生産局	被災農産物再開支援事業			2,060	7,281				○	●	
	"	配合飼料価格安定対策事業			9,700	9,700				○	●	
	経営局	農林水産業協同利用施設災害復旧事業	7,665		1,422	9,077				○	●	
	"	地域農産物産出再開支援事業			1,078	1,078				○	●	
	"	被災農産物の雇用事業			700	700				○	●	
	"	農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業			84	84				○	●	
	"	株式会社日本政策金融公庫補助金			36	854				○	●	
	"	農業経営復旧・復興対策利子助成金等交付事業	444		444	11,145				○	●	
	"	日本公庫資金円滑化貸付事業(実質無担保・無保証人事業)	6,000		5,907	11,907				○	●	
	"	株式会社日本政策金融公庫貸付円滑化事業			397	397				○	●	
	"	農業経営復旧・復興対策特別保証事業	736		6,981	7,697				○	●	
	農村振興局	被災者農機具整備支援耕作放棄地活用事業			1,745	1,745				○	●	
	"	農山漁村被災者受入円滑化支援事業			193	193				○	●	
	"	食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業			547	547				○	●	
	"	農地確保対策実施事業			2,200	2,200				○	●	
"	農地・水保全管理支払交付金			617	21,774				○	●		
"	震災対策・農産物生産及貯蔵事業			2,489	2,489				○	●		
"	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金			1,100	19,457				○	●		
"	農地等の防災保全対策			1,549	1,549				○	●		
"	被災土地改良復興支援事業			150	150				○	●		
"	農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち小水力発電導入調査設計等			270	270(1,990)				○	●		
"	除害事業災害復旧事業	87,825		206,140	272,128				○	●		
"	除害事業	2,450		1,901	4,351				○	●		
"	農業水利施設等の震災対策(農業農村整備事業)			16,436	198,707				○	●		
"	農業基盤復旧復興整備計画策定事業			2,000	2,000				○	●		
"	農山漁村地域整備交付金			1,968	33,729				○	●		
農林水産技術会議事務局	森林・農地等の放射性物質の除去・低減技術等の開発			426	5,577				○	●		
"	農林水産省研究開発施設等研究拠点施設整備事業			792	1,943				○	●		
"	電形試験研究独立行政法人の施設整備(農業環境技術研究所のR1施設改修等)			296	429				○	●		
"	被災地の復興のための先端技術展開事業			430	430				○	●		
"	農号賦課研究独立行政法人の施設の災害復旧	173		182	581				○	●		
"	農地土壌等の浄化の研究拠点施設整備調査事業			100	100				○	●		
林野庁	震災復興林業・財源育成事業			38	38				○	●		
"	森林・林業・木材産業に関する放射性物質緊急調査事業			591	591				○	●		
"	木材加工流通施設等復旧対策			11,240	11,240				○	●		
"	木質バイオマス関連施設の整備			9,473	9,473				○	●		
"	森林における除染等事業			316	316				○	●		
"	災害復旧林業活用保証事業	9,370		130	9,500				○	●		
"	森林・林業関係研究機関緊急復旧事業(独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金)			1,943	1,943				○	●		
"	森林整備加速化・林業再生事業(復興木材安定供給等対策)			139,946	139,946				○	●		
"	治山事業	2,727		18,442	82,014				○	●		
"	森林整備事業	218		15,575	133,990				○	●		
水産庁	山林施設災害復旧等事業	15,670		39,230	64,874				○	●		
"	漁場復旧対策支援事業	12,286		16,772	29,058				○	●		
"	共同利用漁船整備復旧支援対策事業	27,379		11,300	38,679				○	●		
"	漁業経営体質強化機器設備導入支援事業			831	831				○	●		
"	被災海域における種苗放流支援事業			2,161	2,161				○	●		
"	養殖施設災害復旧事業	23,965		10,743	34,708				○	●		
"	水産資源利用施設復旧整備事業			73,108	73,108				○	●		
"	水産資源利用施設復旧支援事業	1,815	19,316	25,879	47,014				○	●		
"	水産関係資金無利子化事業			385	140	525			○	●		
"	水産関係公庫資金無担保・無保証人事業	2,200		1,583	3,783				○	●		
"	漁業者等緊急補償対策事業	4,785		2,961	7,746				○	●		
"	独立行政法人水産総合研究センター施設の復旧			3,979	3,979				○	●		
"	漁業・養殖業復旧支援事業			81,763	81,763				○	●		
"	種苗実況把握調査事業			150	150				○	●		
"	加工原料の安定確保取組支援			236	236				○	●		
"	漁業復興担い手確保支援対策			1,136	1,136				○	●		
"	漁業復興担い手確保支援対策のうち被災漁業者経営再建支援事業			288	288				○	●		
"	漁場確保のための操業経費補助事業			49	49				○	●		
"	漁業経営センターネットワーク構築事業			4,000	4,817				○	●		
"	船舶操縦者文化推進対策			2,284	3,628				○	●		
"	水産基盤整備事業	5,408		20,232	98,007				○	●		
"	漁港関係等災害復旧事業	24,982		234,630	260,725				○	●		
"	災害査定旅費			14	22				○	●		
林野庁	国有林野事業実施に必要な経費			609	14,083				○	●		

福知山公立大学研究紀要(2017)

省	所管省局	事業名	予算(単位:百万円)				直接・間接に被災地に属するもの			被災地に属しないもの				
			1次	2次	3次	計	復旧	防災	属さず	復旧	防災	属さず		
国土交通省	都市局	災害における都市交通施設の有効活用に関する調査			48	48								
	"	メモリアル公園のあり方検討調査			50	50								
	"	復興まちづくり人材バンクの構築に向けた調査			10	10								
	"	津波防災まちづくり推進調査			46	46								
	"	市街地の液状化による宅地防災に関する調査			100	100								
	水管理・国土保全局下水道部	放射性物質を含む下水汚泥等の適切な処理に関する調査			840	840								
	水管理・国土保全局水資源部	水資源開発施設等の補修・震災対策	10,043		350	10,393								
	水管理・国土保全局下水道部	災害時の復旧段階における下水処理の適正な管理に関する調査			60	60								
	道路局	東日本大震災に係る復興関連事業(道路関係)			256,671	256,671								
	住宅局	高齢者等移住促進推進事業			5,000	37,504								
	"	木のまち・木のいえ整備推進事業			5,000	14,000								
	"	災害公営住宅供給推進事業			278	278								
	"	都市再生機構職員派遣による復旧・復興関連業務に係る技術支援事業			390	390								
	"	東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業			200	200								
	"	環境・ストック活用推進事業			1,000	17,040								
	"	住宅エコポイント			72,300	72,304								
	"	災害復興住宅融資等緊急対策費補助金	56,000		150,700	206,700								
	"	住宅金融円滑化緊急対策費補助金			15,900	15,900								
	鉄道局	鉄道施設安全対策事業			6,562	6,562								
	"	鉄道施設防災対策事業			903	903								
	国土交通省海事局	地域造船産業集積高度化支援事業			128	128								
	海事局	浮体式上層発電施設的安全性に関する研究開発			127	134								
	港湾局	津波の防災・震災対策等	163,739		94,991	258,730								
	航空局 航空ネットワーク部 交通管制部	仙台空港等復旧事業	9,460		2,181	11,641								
航空局 航空ネットワーク部 安全部、交通管制部	防災対策等事業			7,489	7,489									
国土技術政策総合研究所	東日本大震災における水力発電の増強に関する検討			30	30									
"	放射性物質で汚染された下水汚泥の緊急処理対応			30	30									
"	東日本大震災による建物被害調査			10	10									
"	情報通信網の多重化			140	140									
国土技術政策総合研究所	沿岸防災二次元水路の改修			95	95									
大臣官房	地方運輸局の庁舎移転経費			25	25									
観光庁	外資誘致緊急対策事業			1,389	1,389									
"	国内観光活性化緊急対策事業			650	650									
"	地域再生のための観光業支援事業			57	57									
"	広域連携観光復興対策事業			550	550									
気象庁	東日本大震災による被災庁舎の復旧等			102	102									
"	津波被害の復旧			3,883	3,883									
"	東海・東南海・南海地震等の観測・監視体制の強化			707	707									
"	気象ドップラーレーダーの整備	913		1,073	1,386									
"	震災後、活動が活発化した火山等の監視体制の強化			458	458									
"	気象官署施設災害対応体制の強化			437	437									
"	観測施設災害対応体制の強化			1,014	1,014									
海上保安庁交通部	航路構造整備事業費	1,946		1,278	7,125									
海上保安庁整備技術部	巡視船艇の整備に関する経費			12,100	35,913									
"	航空機の整備に関する経費	5,837		6,798	20,892									
"	巡視船艇の運航に関する経費	3,633		1,108	25,305									
"	航空機の運航に関する経費	2,302		565	9,948									
海上保安庁整備教養部	治安及び救済体制の整備に関する経費	227		209	7,161									
"	環境・防災体制の整備に関する経費			143	241									
"	海上保安官署施設整備に関する経費	1,653		175	2,980									
海上保安庁総務部	情報通信システムに関する経費			589	937									
海上保安庁海洋情報部	海洋情報に関する経費	28		360	1,293									
"	海洋調査に関する経費			538	1,585									
国土地理院	電子基準点による地殻変動監視体制の強化			4,041	4,041									
"	地理空間情報のアーカイブ整備			1,700	1,700									
"	高精度標高データ整備	1,397		1,497	2,894									
水管理・国土保全局	河川・海岸津波対策等	257,425		278,418	535,843									
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	災害等廃棄物処理事業		351,933	312,970	664,903									
"	災害廃棄物処理代行事業			4,769	4,769									
"	災害廃棄物処理事業の地方支援(グリーンニューディール基金の拡充)			67,964	67,964									
"	災害廃棄物処理等推進事業			250	250									
"	循環型社会形成推進交付金			12,561	12,561									
"	放射性物質汚染廃棄物処理事業			45,148	45,148									
環境省水・大気環境局	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施			199,663	199,663									
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	中間貯蔵施設設計・整備事業			1,051	1,051									
総合環境政策局	自立・分散型エネルギー導入等によるエコタウン化事業(グリーンニューディール基金の拡充)			84,000	84,000									
自然環境局	再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業			400	400									
"	J-VER制度を活用したCO2削減・復興支援・節電等緊急支援事業			400	1,802									
"	緊急CO2削減・節電ポテンシャル診断・対策提案事業			398	758									
"	住宅エコポイント			72,300	72,300									
"	節電・電源セキュリティ向上緊急事業(病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業)			525	525									
"	三陸復興国立公園(仮称)ビジョン策定等事業			100	100									
"	陸中海岸国立公園復旧等事業(公共)			600	600									
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	小型電気電子機器リサイクルシステム構築社会実験			203	203									
環境省・大気環境局、環境省環境保健部	アスベスト、有機、海洋、土壌等の環境モニタリング			704	704									
総合環境政策局	「原子力安全庁(仮称)」発足に向けた準備経費			2,175	2,175									
"	災害・放射能と環境に関する研究			209	209									
大臣官房	独立行政法人国立環境研究所災害復興に必要な経費			259	259									
総務省	災害廃棄物処理特措法及び放射性物質汚染対策特措法の施行による体制強化に伴う地方規程法等所法違経費			120	120									
総務省	施設や整備品等の復旧関連経費			90,654	90,654									
防衛省	災害派遣活動に伴う装備品等減耗回復及び今後の活動への備えの充実関連経費			56,321	56,321									
"	全国的な災害への対応能力の向上関連経費			14,576	14,576									